

国民健康保険税について

●令和6年度の税率等について

令和6年度の税率は、令和5年度と変更ありませんが、後期高齢者分の賦課限度額が20万円から22万円に上がります。

		医療分	後期高齢者分	介護分(40歳～64歳)
所得割額	課税標準額※に対して	6.0%	2.0%	1.8%
均等割額	被保険者1人当たり	20,000円	8,000円	13,000円
平等割額	1世帯当たり	17,000円	6,000円	2,000円
賦課限度額	1世帯当たり	650,000円	220,000円	170,000円

※課税標準額＝令和5年中(令和5年1月～12月)の総所得金額－43万円

●低所得世帯の軽減措置について

世帯の所得が基準額以下の場合、均等割額及び平等割額が7割、5割、2割に軽減される措置が適用されます。税制改正に伴い、令和6年度から軽減判定の基準について次のように変更されます。

令和6年度軽減判定所得

軽減割合	基準となる所得金額(世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額)
7割軽減	43万円+{10万円×(給与所得者等の数-1)}以下の世帯
5割軽減	43万円+(29.5万円×被保険者数)+{10万円×(給与所得者等の数-1)}以下の世帯
2割軽減	43万円+(54.5万円×被保険者数)+{10万円×(給与所得者等の数-1)}以下の世帯

●未就学児の軽減について

子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児(6歳に達する日以後の3月31日までの間にある子)に係る均等割額は2分の1に軽減されます。

●産前産後期間の軽減について

令和5年11月1日以降に出産予定、または出産した国民健康保険に加入している方は、産前産後の一定期間の国民健康保険税に係る所得割及び均等割額が軽減されます。ただし、軽減の適用には届出が必要です。

▶問い合わせ先＝国民健康保険税について 税務課 住民税係 ☎56 9 1 2 2
資格取得・喪失手続きについて 住民課 国保年金係 ☎56 9 1 3 4

国民健康保険制度について

●国民健康保険(国保)に加入する方は・・・

職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方などを除き、すべての住民は国保に加入しなければなりません。加入するには、手続きが必要です。退職するときは注意しましょう。また、就職などにより職場の健康保険に加入したときは、国保を脱退する手続きが必要です。

●病院にかかるときは・・・

保険証またはマイナ保険証を窓口で提示してください。かかった医療費のうち、一部(2割または3割)を自己負担することで診療を受けることができます。残りの費用は、国保が負担します。

加入している健康保険が変わったときは、受診日に加入している保険証を提示しましょう。誤って国保の保険証で受診した場合、後日、国保負担分を返還してもらうことがあります。

●保険税の納付が遅れると・・・

納期限を過ぎると、督促状の送付(手数料の追加)や延滞金の加算、滞納処分(差押えなど)となることがあります。また、有効期限が短い保険証が交付されたり、医療費の支払いがいったん全額自己負担となる資格証明書が交付されたりすることがあります。保険税は納期限内に納付しましょう。

▶問い合わせ先＝住民課 国保年金係 ☎56 9 1 3 4

●1年に1回、特定健診・人間ドックを受診しましょう!

町実施の特定健診または人間ドックの助成制度を利用して、自身の健康状態を確認しましょう。

健診の種類		実施場所	予約方法
特定健診 対象者：40歳以上の国保加入者	集団健診	上三川いきいきプラザ等	希望調査票(対象者に送付済み)による予約
	個別健診	町内の指定医療機関	医療機関に直接予約
人間ドック 対象者：30歳以上の国保加入者		健診実施機関	健診機関に予約した後、住民課に申請

※同年度内に特定健診の受診と人間ドックの助成を重複することはできません。

※町の特定健診は、集団・個別ともに7月から実施します。

▶問い合わせ先＝特定健診：健康福祉課 成人健康係 ☎56 9 1 3 3
人間ドック：住民課 国保年金係 ☎56 9 1 3 4

不妊治療費を助成します

令和6年度から助成内容を拡大しました。

人工授精や保険適用の生殖補助医療などが新たに助成対象となりました。

対象となる不妊治療費

- 1 不妊治療を行う保険医療機関として、国の指定を受けた国内の医療機関で行った人工授精、生殖補助医療(体外受精など)、生殖補助医療の一環として行った男性不妊治療
 - 2 国承認の医療機関で行った先進医療
- ※令和6年4月1日以降の治療費が対象です。

対象者

不妊治療が必要であると医師に診断された方で、次の1～4の要件をすべて満たしている法律上の婚姻をしている夫婦。

- 1 助成を申請する日の1年以上前から夫婦共に上三川町に住民登録がある方
- 2 生殖補助医療に係る助成を受ける方については、治療開始日において妻の年齢が43歳未満である方
- 3 医療保険の被保険者又は被扶養者である方
- 4 町税(町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、町たばこ税及び国民健康保険税)を滞納していない方

※所得制限、出生子の有無については問いません。

助成費用

不妊治療費用を基準額とし、その1/2の額(100円未満切捨て)です。ただし、治療が終了した日の属する年度1年度あたり上限20万円とし、通算5年度までの助成となります。

なお、基準額から次の1～4の金額を控除した額の1/2とします。

- 1 入院時の差額ベッド代、食事代等の治療に直接関係のない費用
- 2 高額療養費 3 付加給付費 4 不妊治療を対象とするその他の給付

申請期限

治療が終了した日の属する年度の翌年度末までに申請してください。

経過措置

令和6年3月31日以前に開始された保険適用外の治療については、以前の制度に基づき、妻の年齢に制限なく令和7年3月31日までの治療費を対象として助成します。

申請をご検討されている方は、事前に子ども家庭課までご相談ください。

▶問い合わせ先=子ども家庭課 母子健康係 ☎569132

LIB結婚相談センター

婚活は1日でも早い方が良い

迷う時間
もったいない
まずはLINEで
ご相談を



「広報を見た」で
入会金が90%オフ
10,000円に



上三川町上蒲生197-3
(WEDDING CoCo内)

070-8457-5244

広告



障がい者デイサービス(対象:18歳~64歳)
生活介護 スマイルサポート上三川

「笑顔が輝く!人生を楽しむ!」を合言葉に一日を楽しく過ごせる施設です。

■選べる3コース■「やりたい」を尊重し選択して一日を過ごせます。



「ゆっくり班」:自分のペースで一日をゆっくり過ごせます。

「作業班」:提携保育園のおもちゃ作り、eスポーツや
簡単なIT(工費300円/1H)

無料体験実施中!

無料LINE相談

住所:栃木県河内郡上三川町しらさぎ2-1-1

電話:0285-37-9080(体験受付:平日8:30~17:30)

詳しくはホームページまで [スマイルサポート上三川](#) 検索



広告